

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 収穫逡減及び逡増の法則と生産力とに就て   |
| Sub Title        |   |
| Author           | 増井, 幸雄  |
| Publisher        | 三田学会  |
| Publication year | 1913  |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.3 (1913. 7) ,p.575(159)- 596(180)   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 雑録  |
| Genre            | Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130710-0159">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130710-0159</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

働き得るといふなり。其意斯の如くにして信用の發達せる時代には貨幣として働き得るものは範圍洪大にして屈伸力に富むとなり、貨幣の分量の如きは殆んど物價上に效力を失ふに至るといふなり。然れども實際此等の物の貨幣として働き得るの力には際限あるのみならず、到底結局に於て金の後援を要するの點を顧る時は、全く分量説を否定するとは能はざるべく、唯信用的貨幣が金屬的貨幣よりも屈伸力の大きなるだけに於ては分量の效力の薄弱なるを否定すべからず。

結言

以上要之貨幣數量説は幾多の變遷を経て益改善の道程に在る所にして、又實際時世の進歩と共に此の如きの改善を要する所なり。フィッシャーの分量説に關する説明の如き多少改善の跡は認むべきも、尙不満足の點なきに非ざるが如く其分量説の説明は決して單純なる機械的説明に據るべからずして、寧ろ心理的の説明を加味するを至當とすべく、又貨幣分量の變化の現はるゝ場合によりて影響の異なることをも認めざるべからざるなり。若し夫れ分量説に對する反對に至りては孰れも多少の眞理を包含するを否認することは能はざれども、而も亦た根本的に分量説を覆へすに足るものあることなきなり。

雜錄

收穫遞減及び遞増の法則と生産力とに就て

増井幸雄

- 一、緒言
- 二、收穫遞減の法則
- 三、收穫遞減の法則は一般的の適用あり
- 四、收穫遞減の起因
- 五、收穫遞増の法則
- 六、收穫遞増の法則は一般的の適用あり
- 七、生産力

一 緒言

物質的生産力に關する法則として「收穫遞減の法則」、「收穫遞増の法則」、并に「收穫恒同の法則」の三者あることは多數學者の説く所、而してこの法則の適用を示したる「農業は收穫遞減

の法則に支配せられ工業は收穫遞増の法則に支配せらる」といふ思想も亦廣く且つ永く行はれ來りたる所にして、舊くは人口論の基礎ともなり、近くは又立國論の根據ともなり居れるを見る。惟ふに農業上に收穫遞減の法則の適用ありといふは事實ならむ、又工業上に收穫遞増の法則の適用ありといふも事實に相違なかるべし。されど收穫遞減の法則は果して農業のみに適用ありてその他の産業には適用なきや、土地の生産力のみに關して成立し而して資本及び勞働に關しては成立せざる者なりや、又收穫遞増の法則は工業のみに適用ありて農業には適用なきものなりや。換言すれば農業は收穫遞減の法則のみに支配せられて復た收穫遞増の法則の作用する餘地なく、工業には前者の作用する餘地なくして全く後者に支配せらるゝものなりや、大に疑なき能はず。否、予は收穫遞減の法則も收穫遞増の法則も之を根本的に考ふるときは共に生産

力發現の結果を云ひ表はしたるものにあらずして寧ろこの生産力を左右する所の原因を云ひ表はしたるものなりと思惟するものにして、從て兩者共にその種類の農たると工たると商たるとを問はず凡ての生産業に適用あるものなり、若しこの間に何等かの相違ありとせばそれは唯程度の相違に過ぎざるのみ、而して實際の事實として、諸生産業の收穫が遞減するや將た又遞増するやは一にその場合の如何によるものにして、或る生産業に於て遞減し他の生産業に於ては遞増すといふが如く一定したるものにはあらずと信するものなり。乞ふ以下少しく之を論せむ。

## 二 收穫遞減の法則

「收穫遞減の法則」とは何ぞや。曰く、土地の耕作に用ひらるゝ資本及び労働の増加は農業技術の進歩を伴はざる限り大體に於て比例以下の收穫増加を來す(マーシャル)の傾向あり、換

言すれば、農地の收穫は之に投ずる資本及び労働を増加するに從て或る程度までは絶對的にも相對的にも増加すれども、それ以後に於ては絶對的には増加するも相對的には漸次減少を示すの傾向あり。この傾向は收穫遞減の傾向と稱せらるゝものにして、この傾向を法則に言ひ表はしたるもの之を呼んで收穫遞減の法則といふ。この法則は土地殊に農地の收穫に關するものなるを以て一名土地收穫遞減の法則又は農地收穫遞減の法則とも稱せらる。

今、土地に投入せらるゝ労働及び資本の分量を思想上幾多の單位に分ち而して一單位づゝ順次に投入せらるゝものとして更にこの法則の説明を試みむに、或る程度に達するまでは土地に投入する資本及び労働の單位數を増加するに從つてその各一單位より生ずる收穫は第二單位は第一單位よりも多く、第三單位は更に第二單位よりも多しと云ふが如く漸次増加を示し全收穫

高は絶對的には勿論相對的にも増加を來せども一と度この或る程度を超ゆるときは漸に投入せらるゝ労働及び資本の各單位より生ずる收穫は例へば第六單位は第五單位よりも少く、第七單位は更に第六單位よりも少しと云ふが如く漸次に減少し爲めに全收穫高は絶對的には増加するも相對的には却て減少を示す、而して右の各一單位より生ずる收穫の遞次減少の極、遂にその零に歸するに至るときは以後幾何の労働及び資本を投入するも何等の增收を得ることなく、收穫は茲にその最大限度に達す……といふにあり。

茲に注意すべきは、右の法則に謂ふ所の收穫とは産出物の物質的分量を意味するものにして其價値を意味するものにあざること是非なり。生産物の分量如何は自然の法則に支配せらるれども、その價値如何は全然人の評價によるものにして兩者は全くその決定原因を異にす、否、價

値の大小は分量の大小の影響を受けること頗る大にして前者は寧ろ後者の基礎の上に立てるものなるを以て、之を以て決して生産物の價値を意味すとなすことを得ず。唯々産出物の代價も投入する労働及び資本の代價も共に全く變動なきものとの前提ありて始めてこの收穫なる語は産出物の價値をも意味することを得るのみ。

○收穫遞減の法則は他の何れの法則に於ても然るが如く一の大なる前提の上に立てるものなり即ち「他の事情にして同一なる限り」といふことを前提となせるものなり。之を詳しく云へば土地は位置面積とも一定にして、耕作の方法にも相違を生ぜず、労働の效程も肥料の效力も皆變動なきものと假定してその論を立て居るものなり。若し面積にして一定し居らざらむか、法則を組み立つべき基本を缺くこととなりてかかる法則の發現する餘地なかるべく、又面積は一定し居るもその位置に相違を來すときは地質

豊度の相違を生ずるを以てかゝる法則を支持する能はざるべし、假令面積位置とも一定したる土地にても之が耕作方法を改良するか、勞働效程の増加を來すか、又は肥料の效力の増加を見る等のことあるときは忽ちこの法則は覆へざるゝに至るべきを以て、收穫遞減の法則を立するがためには是等の事情の變化は全然是なきものと假定するの必要あり、乃ちマーシヤルは是等の事情の中にて最も重要なるものを選んで耕作の技術に變化なきことを明かに前提とし、その他の事情は當然不變なるものとして暗々裡に前提となしたるなり。

以上の所言によつて見るときは、恰もかのフオン、チューネン氏の産業分布圖即ち所謂「チューネン圈」が他の事情は凡て同一にして唯距離の差のみある場合を表はせると同じく、收穫遞減の法則は農業經營上に於て何等品質上の動變なく唯之に投入する資本及び勞働の分量の差

のみある場合を云ひ表はせるものなることを知るを得べし。

### 收穫遞減の法則は一 般的の適用あり

元來生産なるものは土地勞働及び資本の合同の結果として始めて現はるゝものにして、是等三者の合同こそ生産力を有すれ、その合同を組み立つる所の一分子たる土地のみにては生産するの力あることなく、又資本のみにては生産するの力あることなし。従つて生産力なる語を以て生産するの力と解するときには「土地の生産力」「資本の生産力」又は「勞働の生産力」なるものはあり得べからざる所なれども、吾人は生産要素に關して云ふときは通例生産力なる語を以て生産に貢獻するの力を意味するものとなすを以て、土地又は資本の生産力といふ語を用ふることを得べし。さて、前述の如く收穫遞減の法

則は土地に加ふる資本及び勞働の分量の差あるのみにしてその他の事情は全く同一なりと假定するを以て、勿論資本及び勞働はその最初の單位も最後の單位も悉く皆同一の生産力を有するものと考へらるべし。然るときは、收穫が遞次減少するはこれ土地の生産に貢獻する力即ち土地の生産力の遞次減少するの結果と見得べきを以て、收穫遞減の法則は之を農地生産力遞減の法則と呼ぶことを得べし。

さて、農地生産力遞減の法則は土地生産力遞減の法則の全部なるや、換言すれば生産力遞減の法則は農業上に使せられたる土地のみに適用ありて工業上に使用せられたる土地には適用なきやといふに、是等にも亦その適用ありといはざるべからず。即ち一定の面積の土地の上にて工場を經營する場合に於て資本及び勞働を増加するに從て或る程度までは土地の利用大となり爲に生ずる生産の増加は勞資の増加よりも割合

に於て大となるべきも、一と度或る程度を超ゆるときは敷地の割合に勞働及び資本の分量が多となりて土地の利用は適當に行はれず、爲に生ずる生産物の増加は勞働及び資本の増加に比してその割合を減すべし。又生産なる語を廣義に解して價値の生産をもこの中に包含せしむるときは所謂營利業上に使用せらるゝ土地に就ても同じくこの理の行はるゝを見る、即ち商業上の土地に就て云へば一定の敷地の上に立てる店舗に於て資本及び勞働の分量が過大となるときは茲に土地の營利に貢獻するの力は遞減すべし而して通例收穫遞減の法則の適用なく却て收穫遞増又は收穫恒同の法則の適用あるものと見られ居れる交通業に於てすら猶ほ且この事あるものにして、例へば鐵道に於て車輛及び従業員を増すに從て鐵道敷地の利用大となり以て運輸勤務も遞次に比例して或は之が比例以上に増加すべきも、この遞増は或る程度に至つて已み爾



後遞減の實を示すに至るべきなり。

以上、收穫遞減の法則が農地の生産力に就て行はるゝのみならず、工業地のそれに就ても、又考へ様によりては商業交通業等に用ひらるゝ土地のそれに就ても同様に於ては、換言すれば、土地はその使用法の如何を問はず皆收穫遞減の法則の適用あるものなることを述べたり。而して更に人ありて土地收穫遞減の法則は收穫遞減の法則の全部なりや、換言すれば收穫遞減の法則は生産要素の一たる土地に適用あるのみにして復た他の要素たる資本及び労働には適用なきものなるやと問はゞ、吾人はこれに對して、是等のものにもその適用ありと答ふるものなり。即ち同一の前提の下に於ては土地收穫遞減の法則の外に資本收穫遞減の法則もあれば労働收穫遞減の法則もあるものにして、一般的に「一生産要素の一定分量と併せ用ひらるゝ他の生産要素の分量の増加すること或る程度以上

に及ぶときは爲に生ずる收穫の増加は遞減す」といふことを得と信するものなり。乞ふ、先づ資本の場合よりして之を論せむ。

例を農業にとりて見れば、一定の分量の資本例へば農具、家畜、肥料等ある場合に、(労働を投入すべき耕地の面積が過少なる間は資本はその生産力を充分に發揮することを得ずと雖も耕地の面積を増加するに従て資本の生産力は益々多大に發揮せらるべし。然りと雖も一旦土地の面積が資本の分量に比して過大なる程度までに増加するに至るときは資本の力は土地の各部に充分に及ぶとを得ざるに至り、かくして爾後土地の面積を増加するに従て益々資本の生産力は相對的に遞減すべし。又(土地をば思慮の外に置き唯労働のみに就て云へば)一定の資本に比して労働の分量が過少なる間は資本は充分に使用せられずしてその生産力を充分に發揮する

こと能はずと雖も、労働の分量を増加するに従て資本は益々多大に利用せらるゝこととなつてその生産力は増加すべし。されど一旦労働の分量が資本に比して過大となるときは各部の労働は充分に資本の助力を受くる能はざるに至り、かくして爾後労働を増加する毎に資本の生産力は遞減を示すに至るべし。故に(以上兩者を併せて)一定の資本に労働及び土地を加ふること或る程度以上に及ぶときは資本が生産に貢獻するの力は遞次減少し爲に生ずる收穫の増加は遞減の實を生ずべし。以上例を農業上にとりたれども、工業上の例を以てしても同様に資本生産力遞減の理を説明することを得べし。

次に労働に就て之が適用を試みむ。例を工業上にとり、一定分量の労働を用ひて或る工場を經營すると假定せむ。先づ土地を思慮の外に置き唯資本のみに就て之を見れば、資本例へば建物機械器具等が労働者の數に比して過少なる

間は各労働者はその欲するが儘に資本を利用するを得ず、一部のものがその欲するが儘に利用するとすれば他のものは徒手傍觀せざるべからず、全部の労働者をして仕事をなさしめむとせば各自の資本を利用するの程度は著しく減少せざる能はざる也。然るにこの場合に當つて資本を充分に増加するときは各労働者は充分に之を利用することを得従つてその生産力は遞増すべしと雖も、この事は何時までも繼續するものにあらずして或る程度に至つて已むものなり。即ち一度資本が労働に比して過多となるに及ぶときは労働者は各資本を充分に利用し切れざるに至り、以後資本を増加する毎にその之を利用するの程度を減じ、即ち茲に労働が生産に貢獻するの力は遞減するに至る。又資本を思慮の外に置いて唯土地のみに就て見れば、土地が労働者の數に比して狭小に過ぐる時は爲に労働者の運動々作の自由を妨げ生産の分量は少なるべ

きも、この際土地を増し敷地を擴張するときは爲に動作の自由増加して生産に貢献するの力は遞増すべし。然れども或る程度以上に至るときは土地を増加するも爲に生ずる労働者の生産力の増加は遞次減少すべし。故に右の二つの場合を合せて、資本及び土地を増加すること或る程度以上に及ぶときは労働が生産に貢献する力は遞次減少するものにて、收穫は爲に遞減すといふことを得べし。

以上、工業上の例を以て論じられたるも、農業上の例を以てしても同様に労働生産力遞減の理を説明することを得、故に收穫遞減の法則は又労働にも行はるゝを知るを得べし。

要之、收穫遞減の法則は元來土地殊に農地の生産力に關して唱說せられたるものなりしが、こは單に農業上に使用せらるゝ土地のみに限らずしてその他の目的に使用せるゝ土地にも適用あり、猶進んで、同一の前提の下に於ては單に土

地のみならず資本にも労働にも同じく適用あるものにして、一般に各生産要素は收穫遞減の法則に支配せらるると云ふことを得べし。

然らば收穫遞減の實の生ずるは如何なる理由に基づくや、是れ次に研究せざるべからざる問題なり。

#### 四 收穫遞減の起因

收穫遞減の起因を研究するに當り予は先づ元來の意味に於ける收穫遞減即ち農地に於ける收穫遞減に就てその根本的原因の果して那邊に存するやを究め、然る後この原因を以て資本及び労働の收穫遞減の場合をも説明せむとす。

土地の農産物を産出し得るの力、之を稱して豊度といふ。豊度は、一方に於ては植物の根を自由に發育せしむる程度の軟かさ、之を安全に保持する程度の堅さ、水分及び空氣の充分に且つ適度に流通し得るの軟かさ等を有すること、

即ちマーシャルの所謂物理的性質と他方に於ては植物の根が吸収し得べき形態に於ける無機物を有すること、即ち化學的性質との兩者より成るものにして、是等の兩者が一定の割合を以て結合したる結果が農産物を産出し得るの力即ち豊度となるものとす。鎖の強さがその中で最も弱き一環の強さによりて定まると同じく、二個の性質の釣合より生ずる効方はその中の弱きもの少きもの、度合によりて定まるものなり。故に土地の物理的性質の度合が化學的性質との釣合以上に存する時は豊度は少きもの即ち化學的性質の度合によりて定まり、若し又之に反して化學的性質の度合が物理的性質との釣合以上に存する時は豊度は兩者の中にて弱きもの即ち物理的性質の度合によりて定まる、而して比較上度合の大なるもの、側に釣合以上に存する剰餘は何等生産に貢献する所の豊度となつて表はるゝとなくして終るものなり。故にこの兩性質

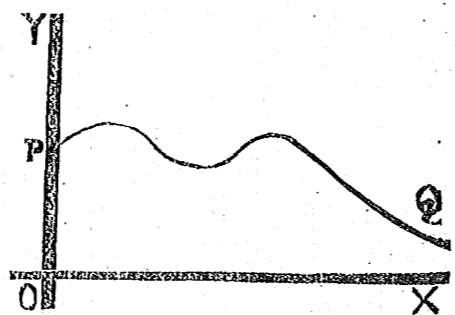
を併せたる絶對の度合は如何に多大なりとも、一方大にして他方小に、以て釣合ひたる度合少くして一方に多大の剰餘を存する時は豊度は小なるを免れず。即ち豊度は是等の兩性質の絶對度合の如何によるにあらざしてその均衡度合の如何によるものたるなり。例へば物理的性質と化學的性質との度合が三と二との割合を以て結合して豊度一を生ずるものとするときは、前者の度合が十二にして後者のそれが十なる場合には豊度は前者によつて定まりて四となり、而して後者に二の剰餘を存す、若しこの場合に兩性質が均等の割合例へば二と二との割合を以て結合して豊度一を生ずるものとするときは、豊度は後者によつて定まりて五となり、而して前者に二の剰餘を存することゝなるべきなり。

土地の性質の中、物理的性質は耕耘等人力を以て之を増進せしむること全然不可能なるにあらずして或る程度迄は之を増進せしむることを

得べしと雖も、而もこの事たる甚だ困難にしてその増加せしめ得る程度も亦甚だ僅少なるを免れず。之に反して化學的性質に至つては之が増進は頗る易々たり。故に是等の兩性質の割合が全部均衡するの程度にあらずして何れか一方に多少の剩餘を存するときは他方の性質の割合を増進せしめて以て爲に生じたる均衡の程度に於て土地の豊度を増加せしむることを得べく、又この上兩性質の割合を増加せしむるときは爲に生じたる均衡の程度に於て更に豊度の増加を見ることを得べし。人の土地に勞働及び資本を投じて集約的經營を行ふは是があるがためなり。然りと雖も豊度の増加は無限なること能はず。蓋し物理的性質を増加することは右に述ぶるが如く甚だ困難なるが故に程なくこれ以上増加せしむること能はざる最大の限度に達すべきを以て、他方に於て如何に化學的性質を増加せしめ得るとするも、その中での物理的性質の最大限

度と均衡したる部分のみ豊度となりて現はるゝに過ぎずしてその餘は空しく果すべきものなるを以てなり。故に豊度には達し得べき最大の限度ありといふことを得。

豊度はその最大の限度に達するまでは順次に之を増加せしめ得ること右に述べたるが如くなるが、然らばその増加の割合如何、詳しく云へば一定分量の勞働及び資本を順次投入し行くに従つて爲に生ずる所の豊度増加の割合如何といふに、この増加は必ずしも同一の率を以て進み行き最大限度に達するに及んで突然ハタと停止するものにはあらず、時には多大の増加を來し時には又僅少の増加を來すに過ぎざることもあるものにして、換言すれば收穫は遞増することもあれば又遞減することもあるものなれば、一概に遞増のみ繼續すといふことを得ざると共に又遞減のみ繼續すといふことを得ず、遞増遞減交々至るといふはざるを得ざるなり。マ—シヤ



○Xは勞働及び資本の投入分量を表はし、○Yは増加收穫の分量を表はし、而してP○は勞働及資本の各單位に於ける收穫の多少即ち遞減及遞増の趨勢を表はす

ルはこの點に就て言つて曰く、『資本及び勞働を増加したるの結果として生ずる增收が一度遞減し始むるときはこの遞減の趨勢は常に繼續して變らざるものなりと思惟するを要せず。生産技術の進歩あるとき收穫の遞増を見るを常とすといふことは人の熟知せる所なるが、かゝる技術の進歩もなく智識の増加もなく唯從來慣行し來れる方法を以て耕作の集約的經營を繼續し行くに當つて、遙かに後の階段に至つて收穫の遞増を見ることあり。(經濟原論五版百五十九頁、大要意譯) 勿論、遞減に尋で遞増を見ることあるも臆ては再び遞減すべし、然りと雖も猶集約的性質を繼續し行くに於ては又々遞増することあるべきこと圖の如きものあり(同頁脚註同上)』として下の如き圖を示したり。

然らば何故に收穫は遞増遞減交々至つて定まる所なきや、換言すれば何故に豊度の増加は同一の率を以て進まず又同一の方向に向つて進ま

ずして時によりて大小の相違あるやといふに、そは次の如き理由に基づきて然るなり。即ち先きに物理的性質と化學的性質との結合によつて豊度を生ずることを述べたるが、抑もこの物理的性質といひ化學的性質といひ、共に單一なる性質にはあらずしてそれ／＼幾多の性質要素を總稱したるものなるを以て、資本及び勞働を投じて物理的性質及び化學的性質を變更増加せしむといふも、實は是等の兩性質を構成せる諸性



質諸要素に變更を加へて以てその合同の力を増加せしむるに外ならず、然るに一定の勞働及び資本を加へたるの結果として是等の諸要素の受くる變更増加の程度は人意に任せず、全然自然のなすが儘に委するの外なきを以て必ずしも各要素同一なるを得ず、又同一要素に就ても前後と常にその程度を等しうするものにあらざるを以て、是等の諸要素の合同の勢力の増加も遞次大小不同あるを免れず、而してこの合同の勢力こそ茲に一方に於ては化學的性質、他方に於ては物理的性質と稱するものに外ならざるを以て、結局是等兩性質の均衡度合の増加即ち豊度の増加も時によつて大小不同あるを免れざるなり。是れ收穫は遞増遞減交々至つてその定まる所なき所以なり。

右の如くに論ずるときは收穫の遞増も遞減も全くその時の運といふの外なく、從て或る程度までは遞増を見るもそれ以後は遞減すといふが

如き一定の法則を立すること能はざるが如くなるも、實はその間に自ら一定の原則の行はるゝものありて右の法則を支持するを見る。調和の原則即ち是なり。凡そ二個の力が一定の割合を以て結合したる結果として生ずる効果は、是等の力が調和せる場合、即ち力の割合が結合の割合に等しき場合に於て最も大にして、調和を失すると甚しきに従つてその効果は益々小なり。而して相並行せざる二個の直線を延長するときには必ず一度は相交はると同じく、物理的性質と化學的性質との増加の程度が今は調和し居らずとするも經營を繼續し行く全經過に就て見るときは必ず一度はその調和せる點若くは調和に最も近き點を過るべきなり。この時こそ豊度の増加從て收穫増加の最も大なる時にして、この點に近づくと從て收穫増加率は小となり、この點より遠かるに従てその増加率は小となる。即ち前者の場合にありては收穫遞増となりて現はれ

後者の場合に於ては收穫遞減となりて現はるるなり。而して不並行直線が果して右方に於て交はるか或は左方に於て交はるかはその直線の向へる方嚮の如何によりて異ならざるを得ざると同じく、土地の物理的性質に化學的性質の調和せるか又は調和に最も近き點が將來にあるか、現在にあるか、將た又過去にありしかは土地によつて同一ならず、若しその調和點が將來にありとすればその時までは收穫は遞増しそれ以後に於て始めて遞減の實を現はすべく、若し現にその調和點にありとすれば今より直ちに遞減を見るべく、若し又既に過去に於てこの點を通過し今や益々この點より遠かりつゝありとすればその通過の時より既に久しく遞減の現象を見來れるものなり。拓殖日猶淺くして土地が始めて耕作せらるゝが如き新開國に於ては收穫遞増の現象を見るも、開國日既に久しくして過去數千年の文化を享け來れる舊國に於ては收穫遞減の

實を見るを常とするは、前者にありては物理的性質と化學的性質とが調和を失し居り而してその調和點が將來に存するに反し、後者にありてはかゝる調和點は既に過去に於て通過し去りたるによる。然りと雖も舊國に於ても將來遞増を見ることなきにあらず、これ勞働及び資本投入の結果として生ずる變動の性質及び程度は全然人意に任せざるものにして從て一度調和點に達し而して之より遠かりたる後に於ても再び第二回の調和點に達するとあるべきを以てなり。

以上數頁に互つて述べたる所よりして之を見るときは收穫の遞減は結局地力が一定時に於て有限なるの事實より生ずるものなり。而してこれは單に農業上に用ひられたる土地に就て然るのみならず、商工業交通業等に用ひられたる土地に就ても亦然るなり。抑々土地が生産要素の一として生産に貢獻するは種々の點に於てするも



のにして、即ち或は生産に必要な力を供することあり、或は生産に必要な場所を供することあり、土地が農業的生産の一要素たるは前者の點に於てし、その工業的生産及び商業交通業等に於ける一要素たるは後者の點に於てす。農業的生産に貢獻する力の有限なるは即ち農地の地方の有限なるなり、工業に場所を供するの力に限りあるは即ち工業上の土地の地方の有限なるなり、而して商業交通業に場所を供するの力の有限なるは即ちかゝる土地の地方の有限なるに外ならず。地方とは土地の生産力の謂なり。故に土地收穫の遞減は、その土地の如何なる用途に供せらるゝを問はず、皆その地方又は生産力の有限なるより來るものと云ふを得べし。

労働收穫の遞減及び資本收穫の遞減は果して何れより來るや、曰く、是亦労働の生産力の有限なるより來り、資本の生産力の有限なるより來れるものなり。蓋し收穫遞減の極、他の生産

要素の一單位を投ずるも爲に毫も收穫を増加することなく、それ以上の増収全く不可能となるときは、その生産力は達し得べき最大の限度に達したるものにして、又かゝる最大限度あればこそ、徐々に遞減するものなればなり。

土地の生産力の有限なるは土地の元來の性質にして自然に具はれる所なり、労働の生産力の有限なるは人體の組織より來る所の天賦の性質なり、而して資本の生産力の有限なるは資本財を構成せる物質の組織より生ずるの結果なり。是等自然に具はれる性質は、自然の力の存在する限りは人力を以て之を除去すること能はず、唯他の力を以て之と競争し之に打ち勝ち得るのみ。然るに收穫遞減の法則はこの人知の作用なく、自然力に對抗する人力の競争なく、唯「自然の自由なる働き」のみに委したる場合を云へるものなるを以て、該法則を以て生産に参加する自然の力の一方面を云ひ表はせるものと見るを

得べし。而してこの方面に於ける自然力は人間經濟に幸する所以にあらずして、却て之に妨害を與ふるもの、吾人は便宜のため Prof. Mixer ("The Variation of Productive Forces." A Comment. *Quarterly Journal of Economics*, February, 1903.) に従つて之を經濟的妨害の法則又は單に妨害の法則 (Principle of economic resistance) と呼ばむと欲す。

### 五 收穫遞増の法則

收穫遞増の法則とは何ぞや。吾人はさきに收穫遞減の法則を論ずるに當つて、收穫の遞減に先つて或る程度までは却て費用の割合以上に收穫あるべきこと即ち遞増することを述べたるが茲に所謂收穫の遞増とはこの意味に於ける遞増にはあらず、收穫遞減の法則中に含まれ收穫の遞減と同一の原因より生ずる所の遞増にあらずして、之と別異の原因より生じこの法則と對立

して論せらるゝ所の遞増の法則を謂ふものなり。マインシャルの言を借りて云へば、『資本及び労働の増加は組織の進歩を來し以てその作用の効果を増加せしむ』(原論三二八—九頁)といふもの、即ち是なり。

例を以て説明せむか、生産に投ずる資本及び労働の單位數を増加するに従て、是等の労働及び資本の組織の進歩を來すを以て、爲に生ずる生産の増加は第二單位より生ずるものは第一單位より生ずるものよりも大に、第十單位より生ずるものは第九單位より生ずるものよりも大なりといふが如く遞次増加す、少くとも第一單位より生ずるものよりも第十單位より生ずるものの方が大なりといふにあり。收穫遞減の法則にあつては資本及び労働の増加に従て爲に生ずる收穫増加率は減少すといふに反し、收穫遞増の法則にあつては却て之が増加すといふなり。

思ふに、資本も労働(労働者にあらず)も共に  
 それ自ら何等の意志を有せざるを以てその間に  
 組織の存すべき道理なく、その存在は單に數量  
 の點のみより見るべくして組織團結の點より見  
 ることは能はざるなり、若しも實際に於て資本  
 及び労働の組織ありとせば、それは自ら發生した  
 るものにあらずして素と人の作る所に係れるな  
 り。既にその存在は數量の存在なり、その變動  
 も亦數量のみの變動にして組織の上の變動あり  
 得べからざることは多辯を要せずして明なり。  
 故に茲に如何に多量の資本及び労働を集積すと  
 も、自らその間に何等組織の發生をも見ること  
 能はず、況やその組織の進歩をや。唯、人之之  
 を組織するものありて始めてその發生を見得べ  
 く、人之之を進むるものありて始めてその進歩  
 を來し得べきのみ。マーシヤルの『資本及び勞  
 働の増加は組織の進歩を來す』といへる一句は  
 何等の前提なくしては成り立つこと能はざる斷

定にして、從てこの斷定を前提として引き出せ  
 る『その作用の効果を大ならしむ』といふ結論も  
 亦支持すべからざるものとならむ。然らばこの  
 收穫遞増の法則の死命を制する前提とは果して  
 何ぞや、曰く、『人知の作用あるときは』といふ  
 こと即ち是なり。然り、人知の作用を認むると  
 きは資本及び労働に一定の組織を立つることを  
 得べきを以て、労働及び資本を増加するに從て  
 益々この組織を進歩せしめて以て之が作用の効  
 果をば労働及び資本の増加の割合以上に増加せ  
 しむることを得べしと雖も、若し全くこの作用  
 なからむか、恰も前に述べたる收穫遞減の法則  
 の場合に歸着するものにして收穫は却て遞減す  
 べければなり。

是に因つて之を見れば、收穫遞増の法則は資  
 本及び労働の分量の差の外に猶ほ他の事情の變  
 化をも含める場合を云ひなせるものにして、か  
 の收穫遞減の法則が人知の作用なく經營上には

For 教授の語(前掲個所)を借りて發明の法則  
 (Law of Invention)と呼びむと欲す。

### 六 收穫遞増の法則も

#### 一般的の適用あり

發明の法則は一方に於ては組織として現はれ  
 他方に於ては改良として現はる。前者は生産要  
 素の一定分量の使用の方法又はその組み合せ方  
 に考案を加ふる等専ら外延の上に表はれ、後者  
 は生産要素の品質を良好ならしむるといふが如  
 く専ら内容の上に行はる。マーシヤルはこの法  
 則の資本及び労働に適用せらるべきことを述べ  
 たることは前項の前半に於て既に引用したるが  
 如し。

思ふに資本及び労働は最もよくこの法則の適  
 用を受くるものにして、前者即ち資本に就て云  
 へば、外延的には合して大資本となり、以て或  
 は高く賣り安く買ふの利益を得或は適當なる配

何等品質的の變化なしと假定せるに反し、收穫  
 遞増の法則の場合にありては人知の作用あり經  
 營上に品質的の變動ありと假定せるものなり。  
 以て兩者の間に根本的の相違の存するを知るべ  
 し。かくの如く收穫遞減の法則と收穫遞増の法  
 則とは同一の前提の上に立てるものにあらざる  
 を以て、後者を以て前者と對立せしむるは果し  
 て如何なるべきか。即ちC. J. Bullockはマーシ  
 ヤルを評して、この收穫の増加は組織の進歩の  
 結果として生ずる者なるが故に宜しくこの法則  
 を呼ぶに「組織の利益の法則」の名を以てすべし  
 と云へり。(The Variation of Productive Forces,  
 Quarterly Journal of Economics August, 1902)  
 然りと雖も更にその組織の發生及び進歩を來す  
 所以の根本原因に遡つて考ふるときはそれは人知  
 の作用に外ならざるを以て、寧ろ人知の法則と  
 も稱するを可とせむ、人知の作用は發明に於て  
 現はるゝを以て、吾人は便宜のため是亦 Mix-

合によりて之なき場合には到底不可能なるの程度まで充分に利用することを得べく、内容的には資本を構成せる貨物の品質を改良して以て同一分量の資本の効果を大ならしむることを得べし。後者即ち労働に就て見るも亦同様にして、組織の點より見れば分業又は合業によりて一定分量の労働の効果を大ならしむるを得べく、改良の點より見れば或は技術を修練し或は労働の執行に際して工夫を加ふる等の手段によりてその労働効率を増加せしむることを得べきなり。

かくの如く發明の法則は労働及び資本に適用あるを見る。されどそれは單に資本及び労働のみに適用ありて他の生産要素たる土地には適用なきものなるや、否、予は土地にもその適用ありと信するものなり。抑々農地の豊度に絶對的の標準なるもの存することなく、一定の土地にて之に栽培する作物の如何によつて或は多大の收穫を得ることあるべく或は少小の收穫を得る

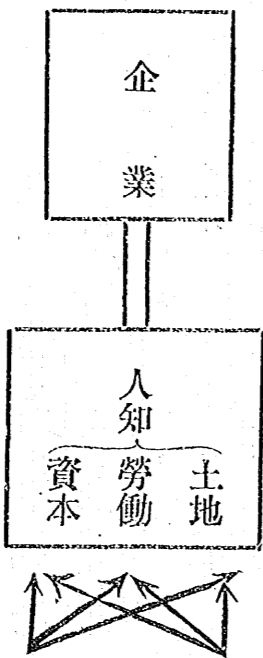
に過ぎざることあるべきものなるを以て、その土地の性質を知り如何なる作物が之に最も最當せるやを究め以て巧に之を按排するときは大に地方を利用することを得て組織の利益を擧ぐるを得べし。唯土地の改良に至つては人知のみを以てしてはその目的を達すること能はずと雖も之とも資本及び労働を加ふるときはよくその實を擧ぐることを得べし。農地以外の土地即ち商工業交通業等に用ひらるゝ土地はその用單に場所を供するに於て改良によりて品質を良好ならしむるの餘地なしと雖も、場所の利用に考案を廻らして以て組織の利益を收むることを得む。

斯くの如くなるを以て、收穫遞増の法則換言すれば發明の法則は單に資本及び労働に適用あるのみならず土地にも適用あり、生産要素の一部に適用あるのみに止まらずしてその全部に適用あるものなりといはざるべからざるなり。

### 七 生産力

收穫遞減の法則は自然の作用のみありて人知の作用なき場合をいふに反し、收穫遞増の法則は人知の作用ある場合をいふものにして、前者は人間經濟に對する自然の貢獻の有限なるを示し後者は人知の貢獻の無限なるを示す。故に前者を目して「自然力有限の法則」とも稱すべくんば後者を呼んで「人力無限の法則」又は「人知無限の法則」とも云ひ得べし。一は自然の法則にして他は人事の法則なり。而して兩者とも土地労働及び資本の凡てに互つて適用あるべきこ

と上來縷々述べたる所の如し。然るに企業は労働資本及び土地の三要素を綜合するに人知を以てしたる組織體なるを以て、企業の種類の何たるを問はず皆均しく一方に於ては人知の作用を受け、而して他方に於て自然の作用は如何にして之を免るゝことを得ず。故に凡ての企業は人知無限の法則の作用と自然有限の法則の作用とを受くるものといはざるべからざるなり。而して前者は發明として現はれ後者は經濟的妨害として現はるゝこと既に前に述べたる所なり。今この意を圖解すれば次の如し。



人知無限の法則(發明)  
(所謂收穫遞増の法則)

自然有限の法則(經濟的妨害)  
(所謂收穫遞減の法則)

經濟的妨害の力は各生産要素の生産に貢献するの力を小ならしめ従て企業全體の生産力を小ならしめむとするに反し、發明の力は各生産要素の生産に貢献するの力を大ならしめ従て企業全體の生産力を大ならしめむとす。故に前者のみ作用して後者の作用なきときは收穫は遞減の實を生ずべく、又前者の作用なくして後者のみ作用するか或は後者の作用の程度が前者のそれ以上なるときは收穫は遞増の結果を示すべきなり。即ち知る、是等の兩法則はそれ／＼各企業の生産力に對して反對の方嚮に向つて作用する一原因たることを。

然りと雖も是等妨害及び發明の兩法則の各生産要素に對して適用せらるゝ程度は悉く同一にはあらず、前者の資本及び勞働に對して行はるることその土地殊に農地に對して行はるゝの程度に及ばず、後者の土地に對して行はるゝこと

その資本及び勞働に對して行はるゝの程度に如かざるなり。企業の種類の相違は生産要素の結合の割合の相違を包含す、故に企業の種類の異なるに從つて、是等兩法則の作用あるの事實に至つては何等異なる所なきも、その作用するの程度に至つては異なる所なきを得ず。即ち土地を主たる要素とする農業にありては自然の作用換言すれば妨害の法則の作用する餘地大なれども發明として現はるゝ人知の法則の作用する餘地は少し、然るに之に反して勞働及び資本を主たる要素とする商工業交通業にありては人知の作用の餘地大にして自然の作用の餘地は少し。茲に於てか工業商業交通業等に於ては生産力を大ならしめむとするの力は之を小ならしめむとするの力に打ち勝ちて、收穫は遞増するの傾向を生ずるも、農業に於ては後者は前者に打ち勝つて收穫は遞減するの傾向を生ずるなり。然り

と雖も此は唯傾向に止まるのみ、かゝるポシビリティありといふに過ぎずして敢て必らずしも事實は常にかくの如しといふにはあらず、若し發明の作用にして自然の妨害の作用に打ち勝ちたりとせむか假令そが農業に於てなりとも收穫は即ち遞増を來すべく、而して兩者が平均したりとせば企業の種類の何たるを問はず皆收穫は遞増もせず遞減をも來さずして茲に所謂「收穫恒同」の状態を生ずべきなり。而して此は是れ單に一片の空理にあらずして實際にあり得べき所なり。故に或る生産業の收穫は遞減し他の或る生産業の收穫は遞増すといふが如く確然一定せるものにはあらずして、要はその時その時に於ける妨害の法則の作用の程度と之に對抗する發明の法則の

作用の程度との如何によりて定まるのみといはざるべからざるなり。唯茲にいひ得べきことは實際の事實として、農業に従事するもの多くは保守的なるがために發明の法則の作用する程度少く從て自然をしてその威力を逞しうせしむるが故に所謂收穫遞減の法則の假定せるが如き状態に接近し來り茲にその收穫は遞減し易きに反し、工業上に於ては之に従事するものは概ね進取的にして從て發明の力の作用すること大なるがために自然の妨害の力に打ち勝つて茲に所謂收穫遞増の法則の假定せるが如き場合に合致し易きが故にその收穫は遞増し易しといふことのみ。而して茲に「遞減し易し」「遞増し易し」といふは「實際に遞減す」「實際に遞増す」といふと同意義にあらざることを云ふまでもなき所なり。即ち論を結んで云ふ。「農業は收穫遞減の法則の適用を受け工業は收穫遞増の法則の適用を受



く」といふは眞理の全部にあらずしてその一部のみ、「農業も工業も共に收穫遞減並に收穫遞増の兩法則の適用を受く」といふがその全部なり假令一部の眞理なりと雖も眞理は即ち、眞理なり、然るに若しこの一部の眞理を誤り解して、「農業は收穫遞減の法則のみ適用を受け工業は收穫遞増の法則のみ適用を受く」となすものあらばそれは正しく謬論なり、若し更に進んでこの謬論より推して「農業の收穫は遞減し工業の收穫は遞増す」と云ふものあらば、それは謬論を採用したるその上に猶ほかゝる法則を支持する假定ある場合とその假定なき實際の場合とを混同するといふ二重の誤を犯せるものといはざるべからず。眞理は「農業も工業も共に妨害として現はるゝ所の收穫遞増の法則と發明として現はるゝ所の收穫遞減の法則との競合の結果として、或は遞減收穫を擧げ、或は遞増收穫を擧

げ、或は恒同收穫を擧ぐ」といふにありて存す。  
(完)

## 立憲君主國に於ける 議會の地位

村田岩次郎

(一)

抑も立憲國とは何ぞ、普通の定議に従へば國家の作用を分て立法、司法、并に行政の三とし各獨立の機關に依て之を行ひ、唯一の機關をして之を單獨專行せしむることを許さざる政體の國家を云ふ。專制國に在りて君主が國家の事務を行ふに當りて種々の機關を設くることあるも并は全く君主一人の意思に依て定まることにして國法上の要件にあらず、君主之を改廢すること固より其の自由なり。之に反して立憲國に在りては國權の行使は國法上の原則として必ず其の作用に従ひ各獨立の機關に依て行はるゝことを要す。此の普通の定義は固より大體論として差支なきが如しと雖ども、今日の重なる立憲國

雜 錄

に付て見るも明白なるが如く、立法機關たる議會が豫算を協賛し君主が裁可に依りて立法權を行使し、司法裁判所に於て行政事務を執るが如き、之を原則に對する例外と見るには餘りに普通の現象なり。法律上の觀念としての立憲國は必ずしも立法司法并に行政の三權各分立して各獨立の機關に依て行使せらるゝことを要件とせず、唯國家の最高機關が國權を行使するに當りて法律上一定の範圍に於て他の機關の參與を要件とする國家を指稱するものなり。即ち所謂三權分立が嚴格に行はるゝと否とは必しも之を問はざるなり。又立憲君主國と專制君主國との區別標準は之を更に他の點に求むることを得べし專制君主國に在りては君主の意思は即ち國家最高の意思なり。君主の行爲にして法の規定に牴觸するも、并は法規違反に非ずして法規變更の問題となるべし。即ち右の場合に於て君主の負ふ可き責任は政治上の責任たる可く、法律上の